

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8件

国民年金関係 5件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、申立期間のうち、37年2月から38年6月までの納付記録を訂正することが必要であるとともに、厚生年金保険加入期間と重複する36年4月から37年1月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年6月まで

社会保険庁の記録では、昭和36年4月から38年6月までの国民年金保険料が未納となっているが、国民年金制度開始当初から毎月末、近所の女性による国民年金保険料の集金が行われていたので、申立期間について、未納となっていることに納得できない。

昭和36年2月の国民年金加入手続については記憶に無いが、毎月の保険料は、100円か200円程度を納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立人が納付していたとする国民年金保険料額は、申立期間の保険料額とほぼ一致する上、申立人は国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人が当時居住していた地区においては、A市の母子連盟が納付組織として、国民年金保険料の集金をしていたことは、同連盟が表彰を受けていることから確認できる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年2月に払い出されており、A市が保管する国民年金被保険者名簿においても36年2月28日に国民年金加入とされている上、申立人は、当時、任意加入対象者であり、国民年金への加入手続を行ったにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料を納付していなかったと考えるのは不自然である。

加えて、昭和 36 年 4 月から 37 年 1 月までは、申立人は、会社に勤務していたものの厚生年金保険に加入していることを認識していなかったと供述しているところ、裁定請求時に当該厚生年金保険加入期間を請求対象としていないことから、申立人の供述に不自然さはなく、当該厚生年金保険加入期間についても国民年金保険料を納付していたと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和 37 年 2 月から 38 年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められるとともに、厚生年金保険加入期間と重複する 36 年 4 月から 37 年 1 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録及び同社C工場における資格取得日に係る記録を昭和34年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年11月1日から35年7月28日まで

昭和34年5月にA社B工場に入社し、同年11月1日、同社がC工場を立ち上げる際、C工場へ転勤した。A社に入社してから退社するまでの間、勤務は継続しているにもかかわらず、社会保険庁の記録では、34年11月1日から35年7月28日までの間について、厚生年金保険の加入記録が無いため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の在籍証明書などから判断すると、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和34年10月及び35年7月の社会保険事務所の記録から1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA炭鉱における資格取得日に係る記録を昭和20年9月2日に、資格喪失日に係る記録を23年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を20年9月から21年3月までは70円、同年4月から同年10月までは210円、同年11月から22年5月までは360円、同年6月から23年3月までは600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月2日から23年4月1日まで
終戦後、帰郷し、昭和20年9月に父と二才年下の弟が勤めていたA炭鉱に入社した。

三人とも同じ工作課に勤務し、父が機械の管理監督、私は電気係、弟は機械係に従事した。昭和23年4月に進学のため退職した。

父及び弟には、A炭鉱での厚生年金保険加入記録があるのに、私に厚生年金保険加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A炭鉱に勤務していた申立人の高等小学校の同級生及び申立人の弟の供述、申立人がA炭鉱に入社する前に勤務していた事業所での厚生年金保険の被保険者資格喪失が昭和20年8月15日であること、申立人がA炭鉱を退職後に進学した高等学校が保管している申立人の在籍記録等から申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に、申立人の父の紹介でA炭鉱に入社した申立人の弟は、「高等小学校を卒業した昭和20年4月からA炭鉱に勤務していたが、海軍予科練習生の試験に合格しており、同年9月から入学予定だったので、当初、A炭鉱には半年だけ臨時的に働く予定だった。終戦に伴い正式に働くことになった。」と供述しており、同人は、A炭鉱に正式に勤務することとなった時期である同年9月2日に厚生年金保険に加入している。申立人の父は、労働者年金

保険法の施行当初である 17 年 6 月 1 日から A 炭鉱において厚生年金保険（当初は労働者年金保険）に加入しており、申立期間当時は A 炭鉱の選炭場等の責任者だったとされており、A 炭鉱が、当時、14 才だった申立人の弟を厚生年金保険に加入させていることから、申立人も加入させていたものとするのが自然である。

さらに、申立人の高等小学校の同級生 2 名は、昭和 18 年 3 月に高等小学校を卒業し、A 炭鉱に入社したと考えられるところ、両名の厚生年金保険加入は同年 4 月 4 日とされており、入社後すぐに厚生年金保険に加入していると考えられる上、入社時期を「昭和 27 年 3 月に高校を卒業する少し前」と明確に記憶している申立人の後輩は、入社と同時期である 27 年 2 月 16 日に A 炭鉱で厚生年金保険に加入している。

加えて、申立人が記憶している上司 1 名、先輩 1 名、同僚 3 名、後輩 1 名は、いずれも A 炭鉱において厚生年金保険の加入記録があり、申立人の弟及び後輩は、「A 炭鉱では、健康保険や厚生年金保険についてきちんと手続きしていたと思う。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同年代の同僚の標準報酬月額の記録から判断すると、昭和 20 年 9 月から 21 年 3 月までは 70 円、同年 4 月から同年 10 月までは 210 円、同年 11 月から 22 年 5 月までは 360 円、同年 6 月から 23 年 3 月までは 600 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所における事業が廃止されており、事業主に確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考える。このため、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 20 年 9 月から 23 年 3 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月から51年3月までの期間及び54年12月から55年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年3月から51年3月まで
② 昭和54年12月から55年8月まで

A町のB地区の婦人会の役員が毎月、国民年金保険料の集金に来ていた。申立期間①は母親が納付し、申立期間②は妻が納付したはずであり、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人の基礎年金番号は、昭和51年4月の厚生年金保険の加入時に払い出された厚生年金保険被保険者記号番号であり、社会保険庁及びA町の記録において、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、ほかに国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の申立期間①に係る国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の母親は、当該期間中、国民年金に未加入である上、既に死亡しているため、申立期間当時の申立人の国民年金保険料の納付状況等は不明である。

さらに、申立人の申立期間②に係る国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の妻は、当該期間のうち昭和54年12月から55年1月までの期間については国民年金に未加入であり、55年2月に国民年金に任意加入していることを踏まえると、申立人の妻は、申立期間②当時、申立人が勤務していた事業所において厚生年金保険に加入していたと誤認していた可能性がうかがえる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から同年12月まで
昭和60年3月、前の会社を退職した時、年金の空白期間が無いように国民年金の加入の手続を行った。その際、1、2年間の国民年金保険料として24万円から25万円をまとめて納付したので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の記号番号が払い出された時期から、昭和63年4月以降に払い出されたものと推認され、この時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和63年4月時点において、時効が到来していない61年1月から63年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが社会保険庁のオンライン記録により確認できることから、申立人はこの過年度納付をもって申立期間の国民年金保険料も一括して納付したものと誤認している可能性がうかがわれる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月から14年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月から14年2月まで

平成13年4月に夫が会社を退職したため、社会保険事務所で夫と一緒に国民年金の加入手続をして、その後の国民年金保険料も夫の分と合わせて納付した。社会保険庁の記録では、夫が納付済みで私が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、社会保険庁のオンライン記録では、申立期間は国民年金の未加入期間とされており、申立人が、平成13年4月に申立人の夫の退職に伴う国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更届を行わないまま、19年10月15日に14年3月付けで国民年金第1号被保険者から第3号被保険者への種別変更届を行っていることが、社会保険事務所に保管されている第3号被保険者への種別変更届により確認できる。そのため申立期間は、この時点まで、第3号被保険者期間とされており、申立期間に係る保険料の納付勧奨は行われていないものと考えられる。

さらに、市が保管する国民年金被保険者名簿では、申立期間は、国民年金の第3号被保険者期間とされており、申立人が、国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更届出を行ったことをうかがわせる形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年6月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年6月から同年10月まで

申立期間は、住み込みで働いており、厚生年金保険に加入する前だったので、勤務先の会社の事務職員が国民年金の加入手続きを行い、保険料は給料から引いて納めてくれていたはずである。

国民年金手帳をもらったかどうか、保険料を納めてもらった後に領収書ももらったかどうか記憶にない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年3月ごろ国民年金手帳の交付を受けていることが、国民年金手帳記号番号が申立人のものと近接する被保険者の資格取得日から推認され、この時点では、申立期間は時効により国民年金の保険料を納付できない期間であり、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、勤務先の会社の事務職員が、申立期間の国民年金の加入手続き及び保険料納付を行っていたと申し立てているが、申立人が勤務していた会社では、申立期間当時に国民年金の加入手続きを職員が代行して、国民年金保険料を納めていたとするのは考え難いとしている。

加えて、申立人が所持する年金手帳及び社会保険庁のオンライン記録において、申立人が国民年金の被保険者資格を取得した日は昭和62年12月13日で一致しており、申立人が申立期間以前に国民年金に加入したことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年9月から56年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできないとともに、平成7年6月から同年11月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和55年9月から56年9月まで
② 平成7年6月から同年11月まで

昭和55年9月から56年9月までの期間については、父親から、私の国民年金の加入手続や保険料の納付を済ませたと告げられたことを憶えているが、手続や保険料の納付をどこで行ったのか、父母も既に死亡しており、領収書等も無いので分からない。

また、平成7年6月から同年11月までの期間については、私が自分で市役所に出向いて国民年金保険料の免除申請を行い、手続が簡単に済んだことを憶えている。

しかし、社会保険庁の記録では、申立期間が国民年金の未加入期間とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたこと及び免除申請を行っていたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人には、申立期間以外に国民年金未加入期間が散見される。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は平成12年11月に国民年金に加入しており、社会保険庁及び市の記録において、それ以前に申立人が国民年金に加入していたことは確認できず、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間①について、申立人は国民年金の加入及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料の納付をしたとされる申立人の父は既に死亡しており、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立期間②については、申立人は自分で市役所に出向いて免除の手続を行ったと申し立てているが、申立人は、申立期間当時、国民年金に加入し

ていないことから、免除申請手続はできなかったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないとともに、申立期間②の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月 12 日から同年 9 月 1 日まで

昭和 59 年 9 月に A 社に入社し、60 年 1 月に社長に頼まれて関連会社の B 社に異動した。A 社では陶器等の原料を作り、B 社では陶器等を焼く作業に従事した。

A 社から B 社に異動する際、給料の支給額 (20 万円) は変わらなかったが、基本給 (14 万円) と技術手当 (6 万円) に分けられた記憶がある。異動前の A 社での標準報酬月額が 20 万円であるにもかかわらず、異動後の B 社での標準報酬月額が、60 年 1 月から同年 8 月までは 11 万 8,000 円で、同年 9 月以降は 20 万円となっている。

昭和 60 年 1 月の標準報酬月額の決定に疑義があるので調査をしてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

B 社が保管している申立人に係る給与明細書により、申立人が B 社において、厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和 60 年 1 月から、基本支給額として 14 万円、技術手当として 6 万円、合計 20 万円が給与として支給されていることが確認できる。

しかしながら、B 社が保管している申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬月額決定通知書により、B 社は、昭和 60 年 1 月 12 日の資格取得届において、申立人の標準報酬月額を 11 万 8,000 円とする届出を行っていることが確認できる。

また、申立人に係る給与明細書により、昭和 60 年 1 月から同年 10 月までの間、社会保険事務所の記録と一致する 11 万 8,000 円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が事業主により申立人の給与から控除されていることが確認できる。

さらに、社会保険庁の記録では、昭和 60 年 1 月から同年 8 月までの標準報酬月額が 11 万 8,000 円、同年 9 月以降の標準報酬月額が 20 万円と記録されており、標準報酬月額が大きく上昇しているが、申立人に係る給与明細書により、60 年 6 月に基本支給額が 14 万円から 14 万 8,000 円に昇給していることが確認できることから、B 社が申立人に係る月額変更届を行い、その際に、何らかの理由により給与支給額に見合う適正な標準報酬月額に変更されたものと考えられる。

加えて、B 社の当時の事業主は既に死亡しており、その妻である A 社の事業主は、申立人が A 社から B 社に異動したことは記憶しているが、当時の資料等は保管されておらず、異動した経緯についての詳細はわからないとしている。

このほか、申立人の申立期間に係る社会保険事務所の記録上の標準報酬月額に基づく保険料を上回る厚生年金保険料が申立人の給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年8月ごろから56年12月ごろまでのうち12か月（A社）
② 平成5年4月ごろから6年3月ごろまでのうち6か月（B社）

社会保険事務所で年金加入記録を調べたところ、A社及びB社に係る加入記録は見当たらないとの回答を得た。A社については、勤務中の事故によって労災保険の給付を受け、病院に入院していた記憶があるので、勤めていたのは間違いないと思う。B社については、同社が税理士事務所に経理事務を任せていたので、確認すればわかると思う。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人がA社及びB社に勤務していたとする記憶は、比較的鮮明であり、申立人が申立期間にA社及びB社で勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、A社はすでに廃業し、A社事業主は死亡している上、申立人も給与明細書等、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料を所持していない。

また、申立期間である昭和50年8月から56年12月までにA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者70名の厚生年金保険被保険者原票を調べたところ、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票は無く、整理番号に欠番は無い。

さらに、C社を退職しD社に入社するまでの間にA社において厚生年金保険に加入したとする申立てであるところ、C社及びD社に係る申立人の厚生年金保険記号番号は同一であるため、A社においても同じ記号番号を使用したものと考えられるが、当該記号番号に係る厚生年金保険加入記録において、C社及びD社での加入期間以外の記録は確認できず、申立人に対して別の厚

生年金保険記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も無い。

加えて、申立人は同僚1名を記憶しているが、A社での厚生年金保険被保険者に同姓の者が複数おり、当該同僚を特定することができず、厚生年金保険への加入の有無を特定できない上、申立人はほかに同僚を記憶しておらず、申立人の在籍について供述を得ることができない。

なお、申立人は申立期間のうち、昭和50年8月から国民年金に加入し、同年10月からは国民年金保険料を現年度納付していることから、同年8月1日にC社に係る厚生年金保険の資格を喪失し、57年1月6日にD社に係る厚生年金保険の資格を取得するまでの期間、厚生年金保険に未加入であったことを認識していた可能性がある。

- 2 B社はすでに廃業し、B社事業主は、人事記録、賃金台帳等申立人の勤務状況を確認できる資料は残っていないとしている上、申立人も給与明細書等、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことを確認できる資料を所持していない。

また、社会保険事務所が保管するB社の厚生年金保険被保険者原票に、申立人の記録は無く、整理番号に欠番は無い。

さらに、B社の事業主は、「従業員は、皆、厚生年金保険に加入させていたと思うが、入社して最初の6か月間程度は、加入させていなかったかもしれない。」と供述しているところ、B社で資格取得した1名は本人が記憶している入社時期よりも厚生年金保険への加入が3か月遅れており、B社では、入社した者をすぐに厚生年金保険に加入させていたわけではないと考えられる。

加えて、申立人が申立期間直前の平成5年3月に申立期間の直前に勤務していたD社に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した際、申立人及びそれまで国民年金の第3号被保険者であった妻は、同年4月から国民年金の第1号被保険者として国民年金保険料を現年度納付していることから、申立期間②について、厚生年金保険に未加入であったことを認識していた可能性がある。

- 3 このほか、申立人の雇用保険加入記録にA社及びB社に係る記録は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 3 月ごろから 60 年 6 月 1 日まで
(A社)
② 平成 4 年 2 月ごろから同年 9 月ごろまで
(C社D工場)

昭和 59 年 3 月ごろから E 県にある A 社 (現在は、B 社) に勤務していたが、社会保険庁の記録において厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

また、平成 4 年 2 月ごろから C 社 D 工場においてパート作業員として勤務した。公共職業安定所の紹介で入社し、労働時間は 1 日 5 時間で、月 15 日勤務であったが、社会保険庁の記録では、厚生年金保険に未加入とされている。

については、当該申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険事務所の記録によれば、申立期間において A 社は厚生年金保険の適用を受けていない。

また、A 社の後継事業所である B 社は、当時の人事記録等を保管しておらず、申立人も給与明細書等を所持していないため、申立期間①において、事業主により申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できない。

さらに、B 社の事業主は、「当社は、A 社であった頃から現在まで社会保険の適用はを受けていないので、厚生年金保険料は控除していない。」と供述している。

加えて、申立人の A 社に係る雇用保険被保険者記録も確認できない。

2 申立期間②について、C 社は当時の人事記録等を保管しておらず、申立人

も給与明細書等を所持していないため、申立期間②において、事業主により申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できない。

また、申立人は、「C社での1日当たりの勤務時間は5時間ほどであり、1か月に15日ほどパートタイマーとして働いていた。」と供述しているところ、C社の事務担当者は、「一般社員の労働時間は1日8時間であり、労働時間や労働日数が少ないパートタイマーの場合、厚生年金保険には加入させていなかったと思う。」と供述している。

さらに、社会保険庁の被保険者縦覧回答票において、申立人が同じ職種であったと主張する同僚1名も厚生年金保険に加入していないことが確認でき、C社D工場では、パートタイマーを含めたすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではないと考えられる。

加えて、申立人のC社D工場に係る雇用保険被保険者記録も確認できない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。